

高等部の生徒に期待する「五つのねがい」

- ・ルールやマナーを守れる人であってほしい。
- ・どんなことにも精一杯がんばれる人になってほしい。
- ・我慢ができる人になってほしい。
- ・心も体も元気な人であってほしい。
- ・人から愛される人になってほしい。

《 学校生活のルールと心構え 》

- (1) 高等部の生徒としての自覚をもち、入学時の宣誓を守ること。
- (2) 学校や社会のルールを守り、他の人に迷惑をかけないこと。
- (3) 人を思いやる心を大切にし、協力して活動に取り組むこと。
- (4) 自分から進んで、元気のよい挨拶を心がけること。
- (5) 施設や道具を大切に扱い、日頃から整理整頓と清掃を心がけること。
- (6) 授業に積極的に取り組み、進んで学ぶ意欲をもつこと。
- (7) 登校後は、無断で学校外に出ないこと。
- (8) 時間を意識して行動し、5分前行動を心がけること。
- (9) 学校生活に必要な物は持ってこないこと。
 - ・携帯電話の持ち込みは許可制とする。
 - ・携帯電話は登校後すぐに担任に預け、校内では使用しないこと。

《 校外生活等 》

- ・未成年者の入場が禁止されている場所や危険な場所には立ち入らないこと。
- ・生徒だけでの夜間外出、外泊は禁止する。
- ・自転車による通学は許可制とする。
- ・在学中の運転免許証の取得、アルバイトについては原則として禁止する。
- ・法令・法規に違反する行為や校内規定に違反する行為等の問題行動については、教育上必要な措置としての特別指導、懲戒の対象とする。
- ・友人との交遊交際は互いの人格を尊重し合い、高等部の生徒として節度あるものとする。
- ・電話番号、住所、メールアドレス等は勝手に教えないこと（保護者に許可を得ること）。
- ・遊技場（ゲームセンター、カラオケ）等は保護者の許可なしでは立ち入らないこと。

《 服装・頭髪等のきまり 》

- ・場や状況に応じた服装を心がけ、高等部の生徒らしく身だしなみを整えること。
- ・登下校は学校指定の制服を着用し、校内では、指定の体操服・作業服を着用すること。
- ・きまりとは異なる服装をする場合、保護者を通じて許可を得ること。
- ・本校では衣替えの期間は設けない。(季節・天候・体調などに応じて調節を行う)
- ・頭髪が肩以上の長さになる場合は、髪ゴムで結ぶ。
- ・以下の事柄は禁止する。

- ・制服に手を加えること
- ・頭髪：パーマ、眉そり、染髪・脱色、特異な髪形
- ・装飾品など：ピアス、アクセサリ等の装用、化粧、香水類の使用

《 制服：学校指定品・推奨品 》 学校指定品にはアンダーライン

冬 季

ブレザー ズボン(冬・男性仕様) スラックス(冬・女性仕様) スカート(冬) ネクタイ
リボン 襟章(校章)

長袖カッターシャツ 長袖ポロシャツ キュロットスカート(冬) ベルト(黒・茶・紺色の無地)

夏 季

ズボン(夏・男性仕様) スラックス(夏・女性仕様) スカート(夏)

半袖開襟シャツ 半袖ブラウス 半袖ポロシャツ キュロットスカート(夏)

ベルト(黒・茶・紺色の無地)

※ 原則、式や校外での活動の際には、ネクタイ、リボンの着用をすること。

《 その他 (特に学校指定はありません) 》

靴 下

・制服にふさわしく、華美でないもの(白・黒・紺の無地のものが望ましい)

通 学 靴

・制服に合わせてはけるスニーカー(運動靴)または通学用のローファー(革靴)

通学カバン

・ショルダーバッグやリュックなど、必要な荷物を一つに収納でき、華美でないもの

防 寒 着

・ブレザーを着用した上で、必要に応じて着用を認める。

・ブレザーの下に着用するベスト・セーターは単色・無地のもの フード付きは不可

・ブレザーの上に着用する防寒着は動きやすく、華美でないもの

令和5年 1月 6日 施行